

日本皇學館大学と中国社会科学院日本研究所との 学術交流協定

日本皇學館大学と中国社会科学院日本研究所は、日中両国の文化交流と学術研究を発展促進させるため、双方の協議を経て、両機関の学術交流関係を樹立することに同意し、以下のような協定を交わす。

- 一、 両機関は、双方の諒解のもとに、研究・教育のために、それぞれの機関に在籍する者を相互に派遣する。派遣された者の滞在費・研究費については、その都度協議することとする。
- 二、 両機関の者が相手国内において研究・現地調査を希望した場合には、双方の機関が可能な限り便宜をはかる。
- 三、 両機関の研究成果・研究情報を交換するために、講演会・研究会などを開催するとともに研究成果向上のために、共同研究を推進することに努める。
- 四、 両機関から派遣された研究員は、それぞれの要請に応じ、講義や講演を行うこととする。なお、その報酬については、別途定めることとする。
- 五、 両機関の関係図書・刊行物を交換する。
- 六、 本協定におけるいずれの協力項目も両機関の自らの意志を前提とするものである。
- 七、 原則として、それぞれ発生した経費負担は両機関各自のものとする。但し、互いにできる限りの便宜をはかる。なお、具体的な交流事項の経費については、別途協議する。
- 八、 本協定にて行われるプロジェクトや研究活動は、それぞれの国の法律を遵守しなければならない。

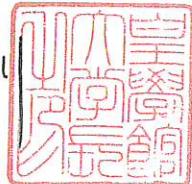
九、 本協定は、双方の代表者が署名し、協定を交換した日から三年間効力を
もつものとする。

十、 三年を経過したのち、両機関協議の上で、協定を更新することができる
ものとする。

十一、 本協定は、日本語と中国語で作成し、等しく効力を有するものとする。

日本皇學館大学学長

河野 言



中国社会科学院日本研究所所長

柳川江



令和4年11月 1日

令和4年11月 1日

中国社会科学院日本研究所与日本皇学馆大学之 学术交流协议

中国社会科学院日本研究所与日本皇学馆大学，为促进中日两国文化交流以及学术研究的发展，经磋商决定建立学术交流关系并交换如下协议：

一、在双方商榷之基础上，互派以研究、教学为目的的在籍人员。并协商解决互派人员的滞在费用和研究费用。

二、对提出现场调查等要求的双方互派人员，应尽可能提供方便，使其研究调查活动顺利进行。

三、双方应致力于推进以交换研究成果·信息、提高研究水准为目的的讲演会·研究会等的召开。

四、双方互派的研究员应邀进行讲演或授课。其报酬另行规定。

五、互换图书资料及出版物。

六、本协议中的任何合作均以双方自愿开展为前提。

七、本协议涉及的交流，双方原则上自行负担经费。但尽可能为对方提供力所能及的帮助。相关具体交流合作事项的经费问题，可另行协商。

八、本协议下开展的各项计划和活动均须在各自国家的法律、法规允许的前提下进行。

九、本协议从双方代表者签字、交换日起三年有效。

十、三年后，两方可通过协商更新此协议。

十一、本协议书用中文与日语分别做成，均具有同等效力。

中国社会科学院日本研究所所長

柳川



2022年11月 1日

日本皇學館大學學長

河野 言



2022年11月 1日